



出産・子育て

妊娠・出産したら

☎健康増進課 ☎0980-53-1212 健康づくり係(内線155/158) 地域保健係(内線143/386)

妊娠したら

(1) 妊娠届け・母子健康手帳交付

妊娠が分かったら、健康増進課窓口で「親子健康手帳(母子健康手帳)」をもらってください。

親子健康手帳は、母と子の健康管理に必要な検査や予防接種の結果を記録するものです。大切に保管してください。

(2) 妊婦健康診査

健康な妊娠、出産のために名護市では、平成21年4月1日から健診費用の公費負担を14回(週数の設定あり)に拡大しています。

従来の妊婦健康診査に加え、平成23年4月1日より新たにHTLV-1検査、クラミジア検査(2種)の公費負担が開始されています。

妊婦健康診査受診票(助成券)は親子健康手帳と一緒に発行されます。受診時に医療機関へ提出してください。

<県外から転入された妊婦さんへ>

名護市健康増進課窓口にて妊娠週数に応じた妊婦健康診査受診票をお渡ししています。

<県外へ転出される妊婦さんへ>

妊婦健康診査の公費助成について転出先の市町村へお問い合わせください。

<県外へ里帰り出産を予定している妊婦さんへ>

県外医療機関での妊婦健康診査受診を希望する妊婦さんは、里帰りの1ヶ月程前に医療機関を決めて上記の連絡先までお問い合わせください。県外では名護市で配布した受診票は使えません。

助産施設入所措置について

☎子育て支援課 家庭支援係 ☎0980-53-1212(内線107)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより入院助産を受けることができない妊産婦の方で、福祉事務所長が該当するものと認めた場合、指定の病院で入院助産を受けることができます。

(1) 対象者

- ア 保健上必要のある方(異常分娩の恐れがある等)
 - イ 生活保護世帯、非課税世帯(世帯全員が非課税)
 - ウ 国民健康保険・社会保険等の健康保険加入者
- ※上記ア、イの条件を満たし、子育て支援課において審査の結果、助産措置をすることが適当と認められたものについて入院助産を受けることができます。

(2) 申請に必要な書類

- ア 所得課税証明書
- イ 住民票謄本
- ウ 保健上の理由と出産予定日を証明する書類

(3) 指定病院 県立北部病院・県立中部病院

お子さんの健康診査

健康診査対象児(乳幼児)には1ヶ月程前に通知書を送付いたします。

	乳児一般健康診査(土曜日)		1歳6ヶ月児健康診査(木曜日)	3歳児健康診査(木曜日)
通知対象	1回目	3ヶ月~5ヶ月	1歳7ヶ月~8ヶ月児	3歳6ヶ月児
	2回目	9ヶ月~10ヶ月		

<広告>

診療科目 内科・小児科

あがりえクリニック

診療内容	受付時間	月	火	水	木	金	土
外 来	9:00~12:00	○	○	-	○	○	○
	14:00~17:00	○	○	-	○	○	○
胃カメラ	6:00~8:00	△	○	-	△	△	○
	9:00~10:00	○	○	-	○	○	△
	14:00~15:00	○	○	-	○	○	△

※外来休診日は水曜・日曜・祝祭日となります
 予防接種は予約が必要です
 ○早朝の胃カメラ検査承ります。(事前に受診が必要です)
 胃カメラは完全予約制となります
 ※△は相談に応じます

大東1丁目5-34 (東江中学校向い旧幸地医院)
 TEL **43-0271** FAX **43-0637**

名護市 あがりえクリニック

保育活動を通して、地域の人々に生きる喜びを伝えていくことで社会に貢献します。

名護さくら保育園

名護市宮里 5-7-9
☎0980-53-2872

うむさ保育園

名護市宇宇茂佐 110-2
☎0980-53-0990

うむさ保育園 分園

名護市宮里 5-11-52 ☎0980-52-0157

社会福祉法人 もとやま福祉会

社会福祉法人 大宮福祉会

大宮保育園

家庭的な暖かい雰囲気の中で
一人ひとりの子どもの個性を大事にしながら

〒905-0011 名護市宮里 875-19
☎ **0980-52-3984**
https://www.oomiya-nago.com/

未熟児養育医療制度

☎健康増進課 健康づくり係 ☎0980-53-1212(内線155)

体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、入院が必要な場合にその費用の一部を公費で負担し、お子さんのすこやかな成長に少しでも役立つことを目的としています。

(1)対象者

市内に住所を有する未熟児で、指定療育医療機関の医師が養育のための入院の必要性を認めたもの。

(2)申請に必要な書類

- ①養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書
- ③世帯調書・税額証明書及び同意書
- ④委任状
- ⑤前年の収入に関する証明書(世帯全員分)
*源泉徴収票又は納税証明書
- ⑥お子さんの保険証の写し
- ⑦こども医療費助成金受給資格者証
- ⑧マイナンバーカードまたは通知カード(世帯全員分)

(3)申請時期

お子さんの入院中に行ってください。

すくすくベビー訪問について

☎健康増進課 地域保健係 ☎0980-53-1212(内線143/386)

名護市では平成20年度より「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、お子様の健やかな成長をお手伝いしています。

事業の愛称を「すくすくベビー訪問」とよんでいます。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、児童福祉法に基づき実施する事業で、育児等の様々な不安や相談に応じ、また、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。赤ちゃんが生まれた全ご家庭を、名護市が委嘱した「母子保健推進員」が生後2ヶ月頃に訪問します。

養育支援訪問事業

☎子育て支援課 家庭支援係 ☎0980-53-1212(内線107)

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、子育てOBやヘルパーがその居宅を訪問します。養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育を支援する「養育支援訪問事業」が平成26年度からスタートしました。

支援の対象者

対象者は、こんにちは赤ちゃん事業(すくすくベビー訪問)の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭で、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者です。具体的には、以下の家庭等が考えられます。

- (1)若年の妊婦(概ね20歳以下)及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2)出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3)食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状況にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

支援の内容

(1)育児・家事支援

3ヶ月から6ヶ月の中期的な支援で、ヘルパーや子育てOB等がその居宅を訪問し適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、指導・助言等の支援を行ないます。



出産・子育て

〈広告〉



社会福祉法人 前平福祉会
滝の子保育園
名護市宇敷久田 829-1
TEL (0980)53-0410
FAX (0980)54-0736



実りの里保育園
名護市宮里4丁目5番17号
TEL:53-0720
子育て支援センター あしびな~
TEL:53-0760
実りの森保育園
名護市宇茂佐 1966 番 89
TEL:43-0505

子ども・子育て支援新制度(保育所・幼稚園)

☎ 保育・幼稚園課 保育係 ☎0980-53-1212(内線122)
給付係 (内線109)
幼稚園担当 (内線382)

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育所(園)、幼稚園(新制度に移行していない幼稚園は除く。)及び認定こども園を利用するために、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

利用する施設等と認定の種類

教育・保育認定の区分	対象児童	利用できる施設等	利用できる時間数(※4)
1号認定(教育)	3～5歳	幼稚園(※2) 認定こども園(教育部分)	教育標準時間(1日4時間程度)
2号認定(保育)	3～5歳で保育の必要性あり(※1)	認可保育所(園) 認定こども園(保育部分)	①保育標準時間(1日11時間以内) ②保育短時間(1日8時間以内)
3号認定(保育)	0～2歳で保育の必要性あり(※1)	地域型保育事業(※3)	

※1 保育の必要性は、次のページを参照してください。

※2 新制度に移行していない幼稚園は除きます。

※3 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業

※4 時間数の認定は保護者の保育の必要性に応じて名護市が決定します。

選考方法について

- 認可保育所(園)、認定こども園(保育)、小規模保育事業…保護者の保育の必要性の事由や世帯の状況によるポイント制となっており、ポイントが高い方を優先して案内します。
- 公立幼稚園…入園選考はありません。
- 公立幼稚園の預かり保育…「保育の必要性」がある者とし、定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。

保育料等の無償化について

名護市幼保助成事業により保育料等の無償化を実施しています。詳細はホームページを参照してください。

その他のことについて

幼稚園、保育施設等についての詳細な情報は、ホームページを参照してください。



出産・子育て

〈広告〉

名護湾を一望できる
閑静な緑豊かな場所

小規模認可保育所 <http://myouzyou.org>

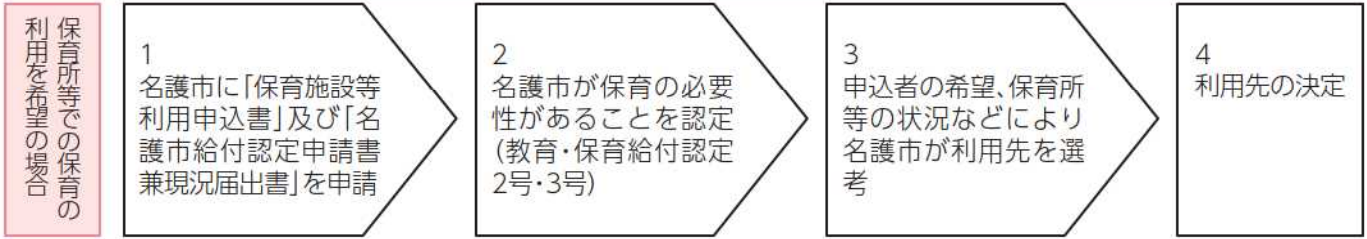
明星保育園

休 園 日 日曜日・祝祭日・沖縄慰霊の日(6月23日)
年未年始
開所時間 7:30～18:30(～19:00延長、土曜日は延長保育なし)

TEL 0980-52-6100 FAX 0980-52-7750
沖縄県名護市屋部 468 番地 47 (社) 明星会

子どもの生活リズムを大切にし、
健康、安全で情緒の安定した生活
ができる環境や、自己を十分に発
揮できる環境を整えます。

保育所(園)入所申込の流れ



認可保育所(園)にこどもを預けたい

☎ 保育・幼稚園課 保育係 ☎0980-53-1212(内線122/129)

保育の必要性の認定申請及び保育所入所申込案内

1 保育所(園)について

保育所(園)は、保護者の労働や疾病等の理由により児童を家庭で保育できないとき、一定の時間保護者にかわって保育する施設です。したがって、入所基準に該当しない場合は入所できません。

2 入所の申込受付について

受付場所: 名護市役所 保育・幼稚園課窓口

3 保育所(園)へ入所できる基準について

入所の対象となるのは、生後6ヶ月から就学前の児童で、保護者が次の(1)～(11)のいずれかに該当し、児童を保育することができない(=保育が必要)と認められる場合です。

(1) 就労

月に64時間以上(目安は1日4時間以上かつ月16日以上)労働することを常態としていること

(2) 妊娠、出産

妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉(申請児童)が、保育が必要であること

(3) 疾病、障がい

- 医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること
- 疾病、負傷、心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること

(4) 介護・看護

月に64時間以上、同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること

(5) 災害活動

震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること

(6) 求職活動

求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること

(7) 就学

月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること
※学校とは、学校教育法で定める「学校」「専修学校」等をさし、基本、通信教育は含まれません

(8) 育児休業中の継続通所

父または母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。
(※在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。)

(9) みなし育休中の継続通所

0歳6カ月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該家庭保育をする期間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。
(※在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。)

(10) 虐待・DV

児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等により家庭保育が困難と認められる場合

(11) その他

上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合

4 提出書類について

(1) 「保育施設等利用申込書」及び「名護市教育・保育給付認定申請書兼現況届出書」

(2) 保育施設等の利用に関する確認票

(3) 保護者の保育を必要とする証明書類

(4) その他、以下の状況に該当する方が必要な書類

- 生活保護を受けている世帯
- 里親
- ひとり親世帯
- 事実婚
- 在宅障がい児(者)がいる世帯
- 転入予定、または保護者・申請児童の兄弟姉妹のいずれかが市外に住所を有する場合
- 1月1日以降に名護市に転入してきた方
- 申請児童の兄または姉が特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援または医療型児童発達支援、市外の幼稚園を利用している場合
- 18歳以上60歳未満の同居親族がいる場合
- 特別支援保育を希望する、または定期的に医療機関や専門施設に通っている。

※詳細については、名護市役所ホームページ内をご確認ください。

〈広告〉

Deigo
ていご手芸店

〒905-0018 名護市大西4-5-21
TEL&FAX 0980-52-2283
<http://syugei.ti-da.net/>
ていご手芸店 検索

認可外保育施設のご案内

☎ 保育・幼稚園課 給付係 ☎0980-53-1212(内線109)

名護市内に11ヶ所の認可外保育施設があります。(令和2年4月時点)

認可外保育施設一覧はP114をご参照ください。

認可外保育施設への入所申込み・保育料金・その他については、施設へ直接お問い合わせください。

市立幼稚園への入園に関すること

☎ 保育・幼稚園課 幼稚園担当 ☎0980-53-1212(内線382)

名護市の公立幼稚園は13園あります。(令和2年4月1日現在)

※申込み状況により、休園となる園があります。

◆入園対象

- (1) 名護市に居住する者
- (2) 満4歳児および満5歳児

※安和・瀬喜田・久志幼稚園は4歳児と5歳児との混合保育、大宮幼稚園は複数年保育となります。

◆入園受付

入園を希望される幼稚園にて受付をします。

◆必要書類

- (1) 公立幼稚園入園申込書 兼 預かり保育申込書
- (2) 名護市(教育・保育施設等利用)給付認定申請書 兼 現況届出書
- (3) マイナンバー(個人番号)届出書
- (4) 幼児生活調査票
- (5) 就園時健康診断票
※かかりつけ医にて診断用を持参の上、受診してください。
※専門医に掛かっている幼児は、専門医による診断書を提出してください。
- (6) その他
世帯状況を証明する書類や市民税課税額の確認ができる書類を提出していただく必要があります。

◆保育時間

月～金 午前8時～午後2時

※土日・祝日・慰霊の日は休園、他に夏季休業・冬季休業・春季休業等があります。

※各幼稚園へのお問い合わせは、保育時間終了後の午後2時半～午後4時半の間をお願いします。

◆給食

全園で実施しています。

月1回のお弁当会があります。

給食費は名護市学校給食事業により無料となります。

なお、アレルギー除去食には対応しておりません。

◆市立幼稚園(利用者負担額)

市立幼稚園に通う園児の利用者負担額は令和元年10月1日より、世帯の収入に関わらず0円となります。

※利用者負担額は発生しませんが、階層を決定する必要があるため、収入の確認を行う必要があり、課税情報に係る書類等を提出して頂くことがあります。

◆諸会費

教材材料費・絵本代として、月額1,500円程度の諸会費を徴収します。

市立幼稚園の預かり保育に関すること

☎ 保育・幼稚園課 幼稚園担当 ☎0980-53-1212(内線382)

預かり保育は名護、屋部、大北幼稚園の3園で実施しています。

◆利用対象者

- (1) 預かり保育実施園の在園児
- (2) 保育の必要性(例:保護者の就労等)がある者
※「保育の必要性」は保育施設等の入所できる基準と同一となっております。
※同居所に住む18歳～60歳までの家族の保育の必要性の確認も必要となります。

◆利用時間

月～金 午後2時～午後6時

※土日・祝日・慰霊の日は預かり保育は実施していません。

※夏季休業・冬季休業・春季休業については預かり保育を実施しています。給食の提供はありません。

※預かり保育の利用開始日は入園式の翌日からとなっております。

◆預かり保育料

月額:400円(令和2年4月1日現在)

※施設等利用給付認定を受ければ無料となります。



私立幼稚園に関すること

名護市内には、私立幼稚園が1ヶ所あります。

入園の申込や保育料などに関することは、うみのほし幼稚園へ直接お問い合わせください。

●うみのほし幼稚園

名護市大西二丁目1番20号 ☎0980-52-1661

◆国の幼児教育・保育無償化について

問 保育・幼稚園課 幼稚園担当 ☎0980-53-1212(内線382)

私立幼稚園に通っており、無償化を希望する場合は、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、預かり保育についても対象となりますが、「保育の必要性の確認」が必要となります。

市外の私立幼稚園に通っている園児についても無償化の認定の対象となります。詳しくは幼稚園担当までお問い合わせください。

※無償化となる保育料には上限があります。

病児保育事業

問 保育・幼稚園課 保育係 ☎0980-53-1212(内線122/129)

▶ 病児保育事業

児童が病気の回復期に至らない場合又は回復期にあるため、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

(1)実施施設 名護療育医療センター 病児保育 ばんび 〒905-0006 名護市宇茂佐1765番地 ☎0980-52-1675
育ちのクリニック 病児保育ばんび2 〒905-0016 名護市大東2丁目23番30号 ☎0980-53-3366

(2)対象児童 名護市に住所を有する小学校3年生までの子

(3)利用までの流れ

ステップ1 ご利用の前に 「登録申請」を行う	保育幼稚園課の窓口で事前に登録してください。毎年9月に登録更新手続きが必要です。 <登録の際に持参いただくもの> 印鑑・親子健康手帳・お子さんの健康保険証
ステップ2 利用したいとき	預けたい日の前日または当日に実施施設へ連絡してください。 利用当日、実施施設の受付にて「病児保育」を利用したいと申し出て、受付にて「入室申込書」を記入し、提出してください。 初回は実施施設外来にて医師の診察を受け、医師の許可が下りてからお預かりとなります。 利用時間：初回利用…外来受診後～18:30(外来受付8:30～) 継続利用…7:30～18:30(土曜日は17:00まで)

(4)利用者負担額(児童1人に対する1日あたりの利用料)

	利用者世帯区分	利用料
1	生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
2	市民税所得割 課税世帯	0円以上97,000円未満
3		97,000円以上169,000円未満
4		169,000円以上301,000円未満
5		301,000円以上

※左記利用料の他に別途下記費用がかかります。

- 食費 500円(おやつ2回分を含む)
※ただし、持参する場合は不要です。
- 外来受診時の診察費・治療費等



名護市子どもの家事業

☎ 名護子育て支援塾(名護市中央公民館) ☎0980-53-5428

子どもの家とは？

「子どもの家」は放課後や土日、長期休暇中において児童が安全で安心して過ごせる「居場所」です。「地域の子どもを地域で見守り育てる」活動であり、地域の公民館や集会場、小学校の余裕教室等が拠点となります。

◆令和2年度実施箇所

名護地域	喜瀬、世富慶、東江、東江小、大東、名護小、大中(長期休暇中)、大北、名護団地、大宮高層
屋部地域	屋部小、宇茂佐(長期休暇中)、屋部(長期休暇中)、宇茂佐高層
屋我地地域	実施箇所なし
羽地地域	稲田小
久志地域	瀬高、大浦(長期休暇中)

子どもの家(集会場・公民館)の決まり

- 時間：各「子どもの家」で1日3時間以内設定とします。
- 事故及び過失の責任は負いません。(保護者の責任とします)
 - 怪我に関しては、保険の範囲内で対応します。

保険について

「子どもの家加入申込書」を提出した者については、市民総合賠償保障保険適応となります。
希望者は、スポーツ安全保険に加入できます。(保険料：年間800円は自己負担となります)

入所の手続き

各子どもの家で「子どもの家加入申込書」にご記入、ご提出ください。

名護市ファミリー・サポート・センター事業

☎ 子育て支援課 家庭支援係 ☎0980-53-1212(内線107)

◆名護市ファミリー・サポート・センターは移転しました。

- (1) 住所：名護市大中三丁目9番1号 官公労2階
- (2) 電話：0980-43-7540
- (3) FAX：0980-43-7554
- (4) 利用時間：午前9時から午後5時30分(土日祝日はお休みです)

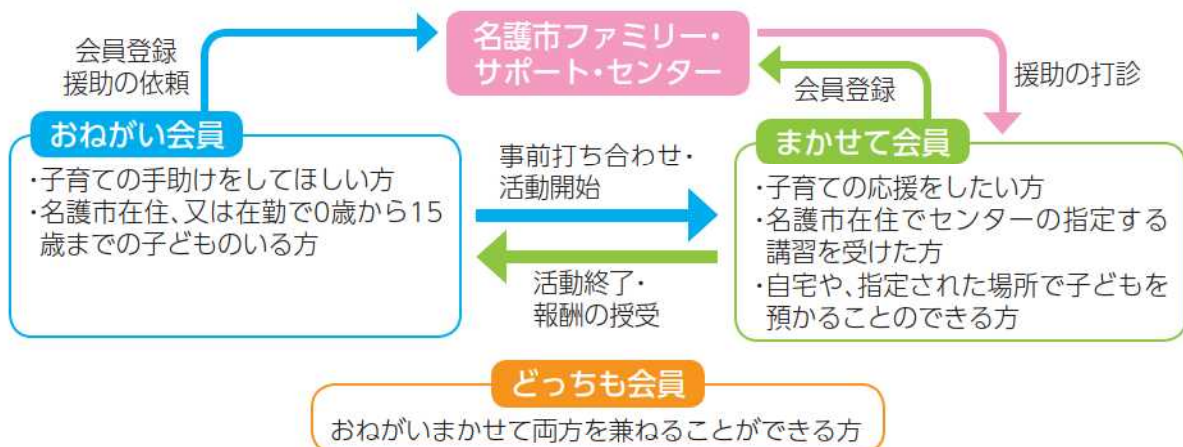


名護市ファミリー・サポート・センターのしくみ

できる人が、できる事を、無理せずに！

子育ての手助けをしてほしい「おねがい会員」と、子育てのお手伝いをしたい「まかせて会員」が会員登録をして一時的に子どもの世話を有償にて行う相互援助活動です。
名護市では平成17年2月にセンターを開設し活動を始めています。

～名護市ファミリー・サポート・センターのシステム～



報酬の基準(一人あたり1時間・2人目以降は半額)

曜日	活動時間帯	報酬額
月曜日～金曜日	7:00～19:00	600円
宿泊	22:00～7:00	500円
19:00～22:00	土・日・祝祭日・年末年始	700円

▶ 予防接種について

令和2年10月からロタウイルスが定期接種として加わります。(対象は令和2年8月1日生まれ以後の子)

予防接種には、名護市の予防接種を受託した医療機関で受ける個別接種(B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、四種混合、DT2期、麻しん・風しん(MR)1・2期、水痘、日本脳炎)があります。

(1) 個別接種(令和2年4月1日時点)

予防接種名	予防する病気	接種回数【標準的な接種間隔】	対象年齢【標準的な接種時期】
B型肝炎	B型肝炎	3回 【初回接種後27日以上あけて2回目、初回から139日以上あけて3回目】	1歳未満 【生後2ヶ月以上9ヶ月未満】
ヒブ	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型による髄膜炎や肺炎	初回3回 【それぞれ27日～56日あける】 追加1回 【初回の3回目終了後7ヶ月以上13ヶ月未満】	生後2ヶ月以上5歳に至るまで 【初回は1歳、追加は5歳までに】 ※2ヶ月～6ヶ月までに初回接種を開始しない場合は接種回数が異なります。
小児用肺炎球菌	肺炎球菌による肺炎や中耳炎、髄膜炎など	初回3回 【それぞれ27日以上あける】 追加1回 【初回の3回目終了後60日以上あけて1回、生後12カ月～15ヶ月に行う】	生後2ヶ月以上5歳に至るまで 【初回は2歳、追加は5歳までに】 ※2ヶ月～6ヶ月まで初回接種を開始しない場合は接種回数が異なります。
BCG	結核	1回	1歳未満 【生後5ヶ月以上8ヶ月未満】
四種混合	・百日ぜき ・ジフテリア ・破傷風 ・ポリオ	1期初回3回 【それぞれ20日～56日あける】 1期追加1回 【1期初回の3回目終了後12ヶ月以上18ヶ月未満】	生後3ヶ月以上7歳6ヶ月未満 【1期初回は3ヶ月以上1歳未満】
DT2期	・ジフテリア ・破傷風	1回	11歳以上13歳未満 (小学校6年生相当年齢)
麻しん・風しん混合(MR)※1	・麻しん(はしか) ・風しん	1期1回 2期1回	1歳以上2歳未満 小学校入学前の1年間 (年度内に6歳になる子)
水痘	水痘	2回 【初回終了後6ヶ月以上12ヶ月未満の間に2回目】	1歳以上3歳未満 【1回目は1歳以上1歳3ヶ月未満】
日本脳炎※2	日本脳炎	1期初回2回 【6日～28日あける】 1期追加1回 【1期初回の2回目終了後、おおむね1年あける】 2期1回	生後6ヶ月以上7歳6ヶ月未満 【1期初回は3歳以上4歳未満、1期追加は4歳以上5歳未満】 9歳以上13歳未満 【9歳以上10歳未満】
ロタ※3 (2020年10月より定期接種開始、R2年8月1日以後に生まれた子が対象)	ロタウイルス胃腸炎	ロタリックス(1価) 2回 【初回終了後27日以上あけて2回目】 ロタテック(5価) 3回 【それぞれ27日以上あける】	生後6ヶ月以上24週未満 【1回目は生後14週6日までの接種を推奨】 生後6ヶ月以上32週未満 【1回目は生後14週6日までの接種を推奨】

※1 麻しん・風しん単抗原ワクチンの接種もできます。

※2 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は予防接種の機会を逃していることがあります。接種に関する詳細については健康増進課にお問い合わせ下さい。

※3 ロタは口から飲むワクチンです。2種類のうちどちらか一方を選んで接種します。

※同時接種ができる予防接種もあります。接種スケジュールについては主治医にご相談ください。



児童手当について

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎0980-53-1212(内線110)

▶ 児童手当について

(1) 支給対象となる児童

0歳から中学校修了前で国内に居住している児童(中学校修了前とは、15歳になった後、最初の3月31日までの間にある児童)

(2) 支給要件

- 名護市に住所があり、支給対象となる児童を監護し、かつ生計を同じくする父母等
- 父母等がともに児童を養育している場合には、父母等のうち、いずれかその児童の生計維持する程度が高い方(家計の主宰者)が受給者となります。
- 里親や児童養護施設等に入所している児童については、里親、施設の設置者が受給者
- 未成年後見人
- 父母指定者(父母等が海外にいる場合のみ)で父母から児童の養育を任せられ、父母から指定を受けている者。
- 両親のいずれかが児童と別居している場合は、以下のとおり取扱いとなります。
 - ・単身赴任している場合…主に所得が高い方へ支給
 - ・離婚協議中の別居の場合…児童と同居している方へ支給(ただし、離婚協議中を証明する書類の提出が必要となります)

公務員の方は、勤務先で児童手当の申請を行ってください。(独立行政法人等は除く)

(3) 所得制限:平成24年6月分より導入

所得制限限度額を超える方については、対象児童一人につき月額5,000円(一律)となります。

<所得制限表>

扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円

※扶養親族の数が1人増すごとに所得制限限度額は38万円加算してください。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合は1人につき所得制限限度額に6万円を加算した額。

(4) 支給金額(児童一人あたりの月額)

年齢等の区分	支給月額
0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限額以上(一律) 平成24年6月分以降より	5,000円

(5) 申請手続きについて

<出生や転入等で新たに受給資格が生じた場合>

「認定請求書」の申請が必要となります。

児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

<添付書類>

- 申請者の健康保険証の写し
- 申請者名義の普通預金通帳(振込希望口座)の写し
- 認め印
- 養育する児童が市外にいる場合は、別居監護申立書及び児童のいる世帯全員の住民票謄本
- 所得・課税証明書

(6) 現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出しなければなりません。6月1日における状況を確認し引き続き児童手当をうける資格があるか確認を行います。この届出の提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

対象者へは、6月中旬頃までに通知を行います。

(7) 児童手当からの保育料の徴収について

滞納分の保育料がある場合、児童手当から徴収することができますようになりました。

- ① 申出徴収…児童手当受給者からの申出により、滞納分の保育料を児童手当から徴収を行う。
- ② 特別徴収…児童手当受給者の申出によらずに、滞納分の保育料を児童手当から徴収を行う。

こども医療費助成金制度

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎0980-53-1212(内線110)

▶ こども医療費助成金制度

市では、高校卒業までのお子さんが病気やけがで病院へ行ったときにかかった医療費(歯科治療分を含む)や、病院等で処方箋をもらって薬局でお薬をもらったお薬代などを助成しています。

◆ 助成対象者…下記こどもの保護者

- 名護市の住民基本台帳に記録された者
- 健康保険に加入していること
- * 生活保護、重度心身障がい者(児)、母子及び父子家庭等医療費助成制度の適用を受けている方は助成対象者とはなりません。

◆ 助成期間

- 通院・入院…0歳から18歳到達した日以降の最初の3月31日まで(高校卒業まで)
- 転入・転出の場合
転入…転入した日から助成します
転出…転出の日の前日まで助成します

◆ 助成できる医療費

保険診療による自己負担金分

◆助成対象外となる医療費

検診、予防接種、診断書、薬の容器代などは含まれません。入院時の食事代、学校・保育園等でけがをした場合も対象外となります

(1) 受給資格者証の交付(手続きに必要なもの)

- 保護者の印鑑
- 対象のお子さんの名前が記載されている健康保険証
- 保護者名義の普通預金通帳orキャッシュカード
- 転入の方は所得課税証明書が必要な場合もあります
- * 受給資格者証交付を受けていない方は、医療費助成を受けることはできません。

(2) 助成方法

- 医療機関が現物給付方式の場合は、窓口での支払いはありません。
- * 入院には限度額適用認定証が必要です。(認定証の発行は、保険証の発行機関へお問い合わせください。)
- 医療機関が自動償還方式(窓口での支払いあり)の場合は、助成金を翌々月末に保護者名義の口座へ振り込みます。
- 現物・自動償還方式を導入していない医療機関で受診した場合や、受給資格者証を医療機関窓口で提示しなかった場合は、これまでと同じ償還払いにて窓口申請後翌月末に保護者名義の口座へ振り込みます。

(3) 支給申請受付期間

受診の翌月～2年以内です。2年を過ぎた領収書は受付できません。

(4) 高額療養費について

入院などで「限度額適用認定証」を提示した場合でも、世帯で複数の方が同じ月に病気やケガをして医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診したりした場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担額を超えた場合は「高額療養費」に該当します。

その場合、自己負担限度額を超えた額について、ご加入の健康保険組合より払い戻しを受け、その払戻金を名護市に返還していただく手続きとなっておりますのでご了承ください。

(5) 学校、保育園等でケガをした場合

学校、保育園等でケガをした場合、こども医療費助成制度ではなく独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先され、保護者に対して給付金(災害給付)が支払われます。

その場合は、医療機関窓口で受給資格者証を提示せず医療費をお支払いください。給付金の手続きについては学校、保育園等にお問い合わせください。



出産・子育て

児童扶養手当について

子育て支援課 子育て支援係 ☎0980-53-1212(内線108)

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆受給資格者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(心身に一定の障害があるときは20歳未満)の間にある児童を監護している父や母、父や母に代わってその児童を養育している方。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からのDV保護命令をうけた児童
- (7) 父又は母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (9) 父母とも不明である児童(遺棄など)

上記に該当していても、手当を受けない場合があります。

◆手続きに必要な書類につきましては申請前に窓口にご相談ください。

◆手当の支払い

手当では、申請書類を審査後、認定されると請求した月の翌月分から支給されます。

支払いは、年6回で各支払期に前月分までの手当が受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月	備考
1月11日	前年の 11月・12月分(2カ月分)	支給日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日 2カ月に1回の年6回奇数月払いとなります
3月11日	1月・2月分(2カ月分)	
5月11日	3月・4月分(2カ月分)	
7月11日	5月・6月分(2カ月分)	
9月11日	7月・8月分(2カ月分)	
11月11日	9月・10月分(2カ月分)	

振り込み通知は行ってありません。

◆手当の額

(令和2年4月現在)

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童 1人のとき	月額 43,160円	月額43,150円～10,180円 (所得に応じて10円きざみ)
児童 2人のとき	上記に 10,190円加算	月額10,180～5,100円 所得に応じて10円きざみの額を加算
児童 3人以上のとき	1人につき上記 に 6,110円加算	月額6,100円～3,060円 所得に応じて10円きざみの額を加算

◆所得制限

受給資格者及び住所の扶養義務者等の前年の所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)は、手当の全部又は一部が支給停止されます。(平成30年8月から)

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円
以下1人増す毎に380,000円加算			
備考	①老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1人につき100,000円加算	老人扶養親族 1人につき 60,000円加算	
	②特定扶養親族 1人につき150,000円加算	(ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く)	

◆手当を受けている方の手続き

<現況届>

手当を受けている方は、毎年1回、現況届を提出することが義務づけられています。

毎年8月1日から8月31日までに必要書類を添付の上、窓口へ提出してください。

期限を過ぎて提出しますと手当の支払いが遅れる場合があります。

2年間この届を提出しないと資格喪失となりますので、忘れずに手続きをしてください。

<一部支給停止適用除外届>

下記の①②のうちいずれか早い方を経過したときは、手当の一部支給停止(半額)の対象となります。

①支給開始月の初日から起算して5年

②手当の支給要件に該当する月の属する日の初日から起算して7年

この場合、下記のいずれかの事由に該当する方は児童扶養手当一部支給停止適用除外届及び必要書類を提出していただくことにより、それまでどおりの手当額が受給できます。

- (1) 就業している
- (2) 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- (3) 身体上又は精神上の障害がある
- (4) 負傷又は疾病等により就業することが困難である
- (5) あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護するため、就業することが困難である

母子及び父子家庭等医療費助成制度

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎0980-53-1212(内線108)

母子及び父子家庭等医療費助成制度

母子家庭や父子家庭などに対して、医療費の一部を助成する制度です。

医療費助成を受給するためには、事前の申請が必要となります。

(1) 対象者 ※名護市に住所があり医療保険に加入している者で、次の者が対象者となります。	ア	母子家庭の母
	イ	父子家庭の父
(2) 対象外者	ア	生活保護を受けている者
	イ	里親に委託されている者
	ウ	重度心身障害者医療費助成事業の対象となる者
	エ	こども医療費助成事業の対象となる者
	オ	公費負担医療費の対象となる者
	カ	交通事故等による第三者からの賠償として医療費を受けられる者

(3) 対象児童

18歳に達した日以後の最初の3月末までの間にある児童。

(4) 所得制限

児童扶養手当所得制限(一部支給)に準じて、所得制限をもうけております。

申請者と、申請者の配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が所得制限限度額以上であるとき対象になりません。

(5) 助成される医療費

各医療保険に係る自己負担分(病院で支払った分)から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(6) 一部負担金(対象者が負担する金額)

通院 一月一診療機関につき、1,000円

(7) 助成金の申請方法

病院で (自動償還払い)	受診後自己負担金を支払って受診者証を提示し、「領収書」の交付を受ける。
名護市役所 子育て支援課窓口で	領収書を窓口へ提出し、申請書に記入。 申請に必要なもの (ア) 領収書 (イ) 保険証 (ウ) 受給者証 (エ) 印鑑

※助成金の申請は、受診の翌月から1年以内です。1年を過ぎた領収書は受け付けできません。

※ただし、高額療養費の適用分については、受診の翌月から起算して2年以内になります。

高額療養費に該当した方は、高額療養費申請後、各保険者より高額決定通知書が送付されますので、通知書を持参して窓口で手続きしてください。

(8) 支給日

申請日の翌月の末日(その日が土日祝日の場合は繰り上げ)



ひとり親世帯の支援

☎ 子育て支援課 家庭支援係 ☎0980-53-1212(内線107)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的自立効果の高い職業に結びつく資格を取得するため、養成機関にて一定の修業が必要な場合、修業期間における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として支給します。

◆対象資格

- (1) 看護師(准看護師含む)
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) その他、市長が認める資格

◆対象者

- 下記のすべてについて該当している方
- (1) 名護市に住所があり、在住している
 - (2) 児童扶養手当を受けている又は同様の所得水準にある
 - (3) 仕事又は育児と修業の両立が困難である
 - (4) 養成機関のカリキュラムが1年以上であり、対象資格の取得が見込まれる
 - (5) 過去に本事業による給付を受けたことがない

◆支給額

国の基準に準じます。

◆支給対象期間

原則3年間

※制度の改正等により支給額及び支給対象期間が変更されることがあります。

◆申請方法

高等職業訓練促進給付金事業を受けようとする場合には、必ず事前相談が必要です。申請前に窓口にてご相談ください。(申請者が多数いる場合は選考となります。)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に必要な技能・資格を身に付けるために受講した教育訓練講座の受講費用の一部を支給することにより、母子家庭等の自立を支援します。

◆対象者

下記のすべてについて、給付金の決定を受けるまで引き続き該当している方

- (1) 名護市に住所があり、在住している
- (2) 児童扶養手当を受けている又は同様の所得水準にある
- (3) 教育訓練終了後、取得した技能や資格をいかした就職を予定しており、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- (4) 過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない

◆対象講座

雇用保険法による教育訓練給付制度の指定教育訓練講座

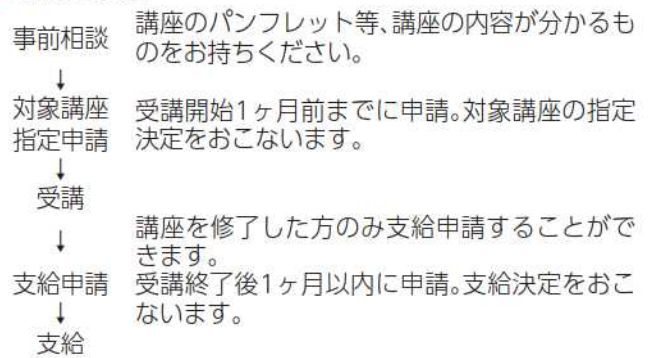
◆支給額

入学金と受講料の合計金額(消費税を含む)の60%に相当する額(1円未満は切り捨て)。雇用保険より給付金を得る場合、その額は差し引かれます。

講座によって支給上限額は異なります。

制度の改正等により、対象講座、支給額等が変更されることがあります。

◆手続き方法



母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図ることを目的として必要な資金の貸し付けを行っています。資金貸付の申請があると、調査を行い、審査会にて貸付を行うことが適切であるか判断します。

貸付の種類により条件が異なりますので、窓口での事前相談が必要となります。

(1) 貸付の種類	① 事業開始資金	② 事業継続資金	③ 修学資金	④ 技能習得資金
	⑤ 修業資金	⑥ 就職支度資金	⑦ 医療介護資金	⑧ 生活資金
	⑨ 住宅資金	⑩ 転宅資金	⑪ 就学支度資金	⑫ 結婚資金
(2) 対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、配偶者のない女性で20歳未満の児童を扶養している方、その児童			

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、登録されたヘルパー(支援員)を派遣し、居宅等において児童の世話等を行う事業です。

なお、本事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。下記窓口にて「母子家庭等日常生活支援事業」の申請を行ってください。

☎ 子育て支援課 家庭支援係 ☎0980-53-1212(内線107)



出産・子育て